

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円を受けています。その趣旨は、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と、国会法に規定されているところです。

「日割り支給」の規定はなく、領収書の添付や用途の報告も免除されており、目的外使用への罰則もありません。

現在、インターネットの普及など制度創設時から状況が大きく変化していること等を踏まえるならば、制度の目的、金額の根拠、経費の内容などを検討し直す必要があります。

また、国会議員関係政治団体においては、2009年から、少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の領収書の開示も義務づけられているところです。文書通信交通滞在費についても、そもそも源泉が税金であることに鑑みれば、国権の最高機関を構成する国会議員たるもの、国民からあらぬ誤解や疑念を持たれぬように、早急にこの用途報告と領収書の提出を義務づけるとともにこれら報告について公開し、国民への説明責任を果たすべく、国会で議論し、環境整備を行うことが求められます。

よって、本市議会は、文書通信交通滞在費について、現在議論の行われている「日割り支給」に加え、その目的・金額や公表のルールなどについての国民の納得のいく制度の抜本的見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月15日

撰津市議会